

地域密着型通所介護に適用される基準（条例、規則等）について （資料２） ～ 兵庫県指定時（平成２７年度まで）との相違点 ～

（１）運営推進会議の開催について

地域密着型通所介護は６カ月に１回※、療養通所介護は１２カ月に１回開催すること。

※ 初回の開催については、平成２８年９月３０日までに開催すること。（地域密着型通所介護のみ）

（２）運営規程に定める事項について

兵庫県が定める事項※より、「個人情報の取扱い」及び「苦情対応及び相談体制」を追加すること。

※ 事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、サービス利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、その他運営に関する重要事項

（３）協力医療機関及び協力歯科医療機関の設定の努力義務について

加古川市では医療と介護の連携が必要という考えのもと、地域密着型サービス事業者には協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるよう求めている。地域密着型通所介護事業者は各事業所の事業形態に合わせて、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるように努めること。

◎ 運営規程等※の変更届について

・各事業所において、以下の変更が必要です。変更届とともに運営規程等※を提出すること。

①サービス種別が通所介護から地域密着型通所介護に変更するので、これに伴う訂正をすること。

②運営推進会議を実施する旨を追加すること。

③現在、運営規程で「個人情報の取扱い」及び「苦情対応及び相談体制」について定めていない事業所は追加すること。

※ 運営規程の他に、重要事項説明書等があげられる。また、変更届の必要はないが、運営規程等の変更に伴い、パンフレット又はホームページの変更も随時行うこと。

◎ 協力医療機関及び協力歯科医療機関の変更届について

努力義務規定となっている協力医療機関及び協力歯科医療機関について、設定する事業所は契約書の写し及び付表９を変更届とともに提出すること。

◎ 変更届の詳細については加古川市ホームページにて

ホーム > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護保険 > 地域密着型サービス事業者に係る申請・届出様式について